

# 「フランス公役務の経済活動上の展開」概要書

大橋麻也

## 一 問題提起

### 1 本稿の目的

本稿は、フランスの公役務制度を、公企業の形態による経済活動への関与という側面から検討するものである。公役務概念の形成、公役務概念を媒介とした経済への公的関与の変遷、そしてフランス公役務のヨーロッパ法との邂逅を歴史的に観察することによって、フランスの公役務制度の今日的状況を明らかにすることが目的である。論述においては、フランス公役務を、理論的完成物としてはもとより、政治経済的文脈との関係で一定の合目的性を帯びた現実的存在としてとらえることを指針とする。

ここに主題とされる「公役務 (service public)」とは、フランス行政法の伝統において、行政警察 (police administrative) と並び行政庁の任務を表象するものと考えられている概念である。その現代的定義として受け入れられているところをひとつ例に取れば、公役務とは、「公法人が、全体的利益に属する需要 (besoin d'intérêt général) の充足を自ら実行しまたは自己の監督下にこれを委任することを内容とする、行政活動の一形態」をいう。それは、一方では国家全体の利益を図るための活動 (国防、警察、外交、裁判、財政の活動に代表される、いわゆる「国王に属する [権力的] 役務 (services régaliens)」) を意味し、他方では、拡張的に、国家を構成する各個人の需要を満たすための活動を意味する。後者の場合において、個人は、行政の利用者 (usagers) として行政活動から直接的に便益を得ることになる。このとき、行政活動は、金銭的対価と引き換えに財またはサービスを利用者へ供給するという、私企業に匹敵する機能を示す。前者はふつう行政的公役務 (services publics administratifs) と呼ばれ、後者は商工業的公役務 (services publics industriels et commerciaux) によって代表される。

このような企業的側面をもって特徴づけられるフランス公役務はまた、それゆえに、「フランス公役務の危機」と呼ばれる今日的課題に直面している。経済活動への関与という側面からフランスの公役務制度を検討する試みは、この点に起因するものである。公役務が現代において相対する問題とは何か、その概略を次に見てゆくことにする。

### 2 「公役務の危機」の問題に寄せて

「フランス公役務の危機」というフレーズは、1999年に刊行されたジャン=マリ・レノー [Jean-Marie Rainaud] 氏の著書の表題である。同書の中でレノー氏は、第三共和制の思想的支柱として考案された公役務理論が、行政活動を理論的に説明する概念として定着し、その拡大を正当化する役割を果たしてきたことを述べた上で、1980年代以降、フラン

ス公役務は、ヨーロッパ共同体の論理との対立のゆえに問題視されていると指摘する。

1986年の単一ヨーロッパ議定書により輪郭を描かれ、1992年のマーストリヒト条約において定式化されたヨーロッパ域内市場の形成は、同時に、域内の経済活動の競争原理への全面的移行を要請した。従来、公役務の任務を担うことを理由に国内法上独占を認められていたフランスの公企業は、共同体法においては、私企業の場合と同様に、その支配的地位の濫用（EC条約82条、現EU運営条約102条）を制裁すべき一個の経済主体にすぎない。また、共同体法は、公企業に対して加盟国が独占権を新たに付与または継続的に付与することを禁止する（EC条約86条1項、現EU運営条約106条1項）。この規定を具体的に適用するため、共同体は、エネルギー、鉄道、電気通信、郵便の部門における公企業独占を解体するべく数々のEC指令を制定している。その結果として、フランスの公権力が公益とは何かを決定しそれを担保する唯一の主体として経済に関与する口実としては、公役務概念はもはや機能しなくなった、とレノー氏は評価している。これが「フランス公役務の危機」と呼ばれる現象である。

レノー氏の上記の著作は1999年に刊行されたものであるが、そこで用いられている、共同体法の論理との齟齬という文脈でフランス公役務の現代的状況を考察するという方法は、今日においても妥当するものと思われる。2007年に公にされたマルティヌ・ロンバール [Martine Lombard] 氏の著書、『精神分裂のフランス』は、規制撤廃の過程におけるフランス政府の公企業政策の欠陥、とりわけ規制撤廃に関する情報の秘匿と公企業の経営改善における無策とを批判したものであるが、ここにも、レノー氏の著書と同様、ヨーロッパ共同体の自由化の論理の前に動揺するフランス公役務制度の実態が指摘されている。

本稿では、以上のような、ヨーロッパ経済統合によって修正を迫られる伝統的国内法制度という視点をもってフランスの公役務制度の今日的状況を明らかにしたいと考える。ヨーロッパ統合を契機に公役務制度が取り沙汰されるようになった理由は、フランス国内で伝統的に認められてきた公役務の排他的特権（*privilège d'exclusivité*）またはその他さまざまな優遇措置（例えば特殊な財源）に依拠して形成された公役務の独占的地位（*statut monopolistique*）が、ヨーロッパ競争法によって損なわれるのではないかという危惧が生じたことにあると見てよい。「フランス公役務の危機」とは、そのような懸念を端的に表現した言葉である。したがって、本稿の目的を達成するためには、前提として、フランスにおいて独占的公企業が経済活動の中核に据えられるようになった経緯を理論的側面および現実的側面から踏まえなければならない。公役務の経済活動上での展開を可能にした理論的要因は何か、また、そのような理論を要請した政治経済的要因は何か、という観点で問題の構造を客観的に把握することができるならば、「危機」によってフランスにもたらされる影響もより明晰に理解されると思われるからである。

## 二 研究方法

### 1 論点の確立

経済史的な視点からすれば、本稿の目的は、フランスの国家＝産業複合体（*complexe étato-industriel*）の歴史的展開と現代的問題を明らかにすることにある。ここで「国家＝産業複合体」とは、経済計画の策定、公企業の所有、公共投資、公的助成などの経済への公的関与を通じて産業発展を図る体制を意味する。第二次世界大戦後のフランスは、主要産業の国有化（*nationalisation*）を実施し、国家的関与を通じて産業の合理化・生産力の向上を目指した。もとより、経済の公的領域と私的領域とを区別することは事実の面からも法律の面からも難しく、制度の側面のみに着目してある国の資本主義を類型化することは、データ的人為的解釈のおそれを常にはらんでいるという点で科学的方法としての限界を露呈せざるをえない。そうではあるが、第二次世界大戦後のフランスにおいて国家の経済への関与が量的に（復興政策を要請する被害の規模）かつ質的に（経済計画策定者および経済主体としての国家の役割）発展したことはつとに指摘されてきたところであり、国内総生産の年平均成長率 5.7%という好況の観を呈した 1960 年代を中心とする「栄光の 30 年（*les Trente Glorieuses*）」（1946 年－1975 年）の時期において、伝統的な経済的自由主義が公役務組織の増加によって後退したという事実は法的問題として理論的考察の対象とされてきた。フランス 1946 年憲法典前文は、「国の公役務の性質を有する・・・すべての企業は共同体の所有とならねばならない」と定め、国有化企業と公役務との密接な関連性を示唆している。したがって、公役務制度の検討は、経済領域における公役務が国家＝産業複合体の決して瑣末とはいえない表現形態であるという意味において、フランスにおける国家と経済の関係を考察していく上での基礎的な取り組みとなるはずである。

このような見通しの中に本稿を位置づけるならば、以下に扱うべき論点が理論的側面と現実的側面とに亘ることについては多言を要しないであろう。「混合経済体制（*économie mixte*）」という表現が現代フランス経済の代名詞となったこととは対照的に、フランスには、旧制度の経済規制の体系との断絶を画した大革命以来の経済的自由主義の伝統がある。こうした所与を前提にしつつ国家の経済主体としての関与が拡大されたという事実それ自体は、法原理の調整の過程として検証すべき事象であることには相違ないものの、法規範の内容が時代とともに推移したという以上の帰結を示すものではありえない。それは歴史における日常である。所与の事実と一定の価値判断を与える契機は、法現象を政治と経済という力学の対象として分析する研究方法にこそある。社会に向けられた国家のベクトルとしての公役務に対して有意な考察を加えるためには、このような視点をもつことがとりわけ必要とされるであろう。

## (1) 理論的側面

論点のひとつは、国家の経済主体としての関与をめぐる理論的問題である。これまでに述べたところから明らかなように、本稿では、この問題について、行政活動の一形態たる公役務の制度に焦点を当てながら、その経済活動上での展開が可能となったのはいかなる理論的要因によるのかという視角から分析することになる。検討の範囲を明らかにするために、概念に関する若干の注意を促しておかなければならない。国家（厳密には国の意味であるが地方公共団体が関与する場合もあるという前提で）の経済主体としての関与という現象について、フランス経済公法の代表的論者であるピエール・デルヴォールヴェ [Pierre Delvolvé] 氏は、これを「公的商工業部門 (secteur public industriel et commercial)」という法概念を用いて説明し、この概念を「商工業活動の経営を行い、かつ、公共団体の権限に属する制度の総体 (ensemble des institutions exploitant des activités à caractère industriel et commercial et relevant des collectivités publiques)」と定義している。公的商工業部門の主たる実質的要素は公役務からなり、主たる組織的要素は公企業 (entreprise publique) からなるが、公役務がつねに公企業によって実施されるとは限らず、公企業は必ずしも公役務の経営を目的とするわけではない。本稿が分析の対象とするのは、公役務の名義において行われる経済への国家的関与である。したがって、分析対象の範囲を概念的に整理するならば、公役務の経済活動上での展開への論及はそれが公企業以外の主体によって実施される場合を含むものであり、公企業制度への論及はそれが公役務の実施に関わる場合に限られる、ということになる。

以上の枠組みを前提として、公役務による財とサービスの供給に多くを依存したフランスの経済体制の理論的構築過程が辿られなければならない。第一に、公役務の編成 (organisation) の権限については、公役務の設置が、国会の制定する法律によって直接に定められ、または法律により授権された公法人によって決定されるものである場合には、立法に関する検討が必要となることはいうまでもない。しかし、法律の存在を前提とするか否かに関わりなく、公役務の設置が具体的に公法人によって決定される局面においては、その行政行為の適法性を審査する行政裁判へと焦点が移行する。これが第二の観点である。まずは公役務を設置する行政決定の適法性の問題があり、つぎに、公役務をいかなる態様で管理するかを決定する具体的な編成の局面においては（単純には、直営 (régie directe/exécution en régie)、公施設法人 (établissement public) の設置、契約による公役務の委任 (délégation de service public) の3つの方式がある）、行政契約に関する議論が重要性をもち、最後に、ひとたび編成された公役務が運営される段階においては、その活動の及ぶ範囲とその市場行動をめぐり数々の論点が指摘されている。根本的に、フランスの行政法規範は行政裁判所の判例に由来する。コンセイユ・デタは行政法に先行したのである。権限裁判所 1921 年 1 月 22 日の西アフリカ商事会社（いわゆるエロカ渡船）判決以降は、商工業的公役務 (services publics industriels et commerciaux) の運営が私法＝司法裁判所の管轄権限のもとにおかれ、司法裁判所が公役務理論の構築に手を貸す契機が

生ずるであろう。第三に、ヨーロッパ経済統合がフランス公役務に及ぼす影響を推し量るには、ヨーロッパ共同体司法裁判所の判例に注目する必要がある。以上のように、判例動向の分析は、本稿における理論的論点の考察の中核部分をなすであろう。

判例の動向を把握する上では、学説の寄与にも配慮する必要がある。フランスにおける判例の発展においては学説の果たす影響力を見過ごすことができない。判例となるために判決に備わるべき説得力は、学説の側からの支持・不支持に依存するところが大きいといわれる。なお、草創期の公役務学説としてレオン・デュギー [Léon Duguit] のそれを参照しなければならないことはいうまでもないが、このような形成期の公役務理論の検討は、公役務制度の政治的機能に関わる点において次に述べる現実的問題とも接続している。

## (2) 現実的側面

理論的問題に続くもうひとつの論点は、国家の経済主体としての関与を要請した政治経済的背景である。これについては、まず、公役務理論が行政活動の説明論理として導入されたのはいかなる事情によるのかという点を明らかにする必要がある。一般的見解によれば、デュギーは国家を公役務という目的に服せしめることによって、抽象的かつ超越的な概念たる「公権力 (pouvoir public/puissance publique)」の化身としての国家を否定し、統治する者の行為は公役務の客観的要請に適合する限りにおいて正当なものであるとした。第三共和制の初期に判例と学説を通じて定着し、新たな国家観を提起した公役務理論の政治的契機と現実的機能が検証されなければならない。そののちにおける経済分野への公役務の拡張の遠因がここに見出されるものと予想される。

公役務の経済活動上の展開を要請した現実的問題は、各論的に見れば、関与の時期と部門に応じて数限りないヴァリエーションを含んでいるに違いない。このことを踏まえつつ、本稿においては、フランスにおける国家と経済の関係を考察していく上での基礎的な取り組みとなりうるよう総論的な分析に徹したい。そのためにはフランスの経済体制の基本的特徴に着目した分析枠組みの導入が不可欠である。ただし経済体制といっても、「混合経済体制」のように制度面に密着した枠組みでは本稿の分析において用をなさない。いま必要とされるのは、歴史的発展の所産である法的観念ではなく、フランス経済の歴史的発展そのものを特徴づける現実的視点である。

ここで経済史に目を転ずるならば、フランスは技術革新においてこれまで一度も国際競争をリードした経験がなく、その生産体系 (système productif) は恒常的な「キャッチアップ (rattrapage)」戦略を余儀なくされていたという事実に行き当たる。フランスが直面してきた経済的キャッチアップの必要性和公役務の経済活動上での展開との間に関連があると仮定した上で、フランスの経済成長軌道と公役務の関与との連動性を政治経済的要素の検証によって説明することができるならば、経済活動上で展開される公役務制度を、低生産性構造からの脱却による経済的キャッチアップという合目的性を帯びた現実的存在として合理的に説明することが可能となるかもしれない。1946年の国有化措置を頂点とする

公企業体制の形成、1950年代から1960年代にかけての高度成長期における経済体制の運営、および、重化学工業優先型の拡大再生産路線が収束期に入った後の1980年代における企業国有化の再開（のちの民営化政策による緩和はあったにせよ）の背景事情が問われなければならない。とりわけ重視すべきは、第二次世界大戦後の経済成長期である。60年代の高度成長の基盤となり、しばしば「復興/再建（reconstruction）」と表現される戦後経済改革の本質とは、第一次産業革命、第二次産業革命のいずれを通じても国際競争における支配的地位を形成しえなかったフランスが、その遅れを取り戻す目的で展開したところの生産体系の「建設（construction）」過程にほかならない。本稿は公役務制度を歴史的に観察することを直接の目的とするものであるが、その作業は、つねに、低生産性構造を抱えるフランスの政治経済史への視座のもとで行われることになるであろう。

## 2 論述の手順

### (1) 時代区分の方針

本稿はフランス公役務が現代において対峙している問題を理解するために、その経済活動での展開の歴史的経緯を辿ろうとするものである。したがって、論述の順序は、公役務概念の形成から現代のヨーロッパ時代にいたるまでの時代の流れに沿ったものとならざるをえない。

問題は、時代区分をいかに設けるかという点にある。公役務の経済活動上の展開の歴史的叙述に適した時代区分とはどのようなものであろうか。

その手がかりは、フランス経済の史的性格である低生産性にあるのではないかと思う。上述のように、フランスは世界的な産業革命期において国際競争をリードするような生産力を手にすることができず、それゆえつねに他の先進工業国に追随する立場におかれてきた。このようなフランス経済史の基本性格を分析の視点として採用する以上、論述を行う上での時代の画定は、その性格がフランス経済の構造として定着したのはいつか、その構造的性格を前にして対応策は講じられたのか、講じられたとしてそれはいつに始まりどのような効果を発揮したのか、またそれは現代においても効果をもちえているのか、という問題が明らかになるような仕方でなされるべきである。この視点をもって各時代のフランスの政治経済的事情に光を当て、その上でそれぞれの時代における公役務制度のありようを観察するならば、公役務による財とサービスの供給に多くを依存した経済体制の構築過程はもとより、それがいかなる政治経済上の力学によって生み出されたものであるのかという問題についても一定の解を与えることができるであろう。公役務を通じた経済への公的関与の社会科学的説明を試みるからこそが、本稿の目指す目標である。

以下、本論に入る前の仮定の段階ではあるが、4つの時代区分と各時代のおおまかな性格とを指摘しておきたい。それらは同時に、本論を構成する4つの章の梗概でもある。

## (2) 各時代の基本性格

最初は、第三共和制の成立・定着の時代、より明確には第一次大戦前の第三共和制である。この時代には、本稿の扱う問題の重要な構成要素が出現した。政治の面では上層金融界を中心とする上層ブルジョワジーが共和制国家を樹立し、経済の面では先進工業国内部で見た場合のフランスの低生産性構造が確定した。法制度の面では公役務概念が行政活動の説明論理として判例上で定着するとともに共和制国家の存立根拠として理論化された。これら一連の現象は、当時政財界において金融寡頭制を形成した上層金融界の利害に関係するところが大きかったものと思われる。この時期については、金利生活者＝ランティエ（rentier）としての上層金融界に焦点を当て、彼らがどのような経緯で共和制の樹立に向かったのか、彼らの行動はフランスの低生産性構造をどのように規定したのか、そして彼らは公役務理論の定着にどのように関わったのかという点を明らかにすることにしたい（第1章「第三共和制と公役務」）。

次は、戦間期、すなわち第一次大戦後の第三共和制である。この時代には、フランス経済の低生産性構造を解消するための方途が模索され、あるいはのちにその方途となりうるであろう要素が現れた。当時のフランス経済は、輸出の伸びに支えられることで一定の繁栄期を経験しつつも、ついに低生産性構造の解消という課題を達成するにはいたらず、世界恐慌からの回復においては他のヨーロッパ工業国に対しまたしても遅れをとった。政治は、政党の離合集散につれ内閣の成立と倒壊を頻繁に繰り返し、金融寡頭勢力の意向に沿った財政均衡・通貨安定のほかには積極的な経済政策を打ち出しえなかった。そのなかで人民戦線政府によって行われた国有化措置は、実際の規模と思想的内容の点できわめて不十分ながらも、第二次大戦後の経済改革につながるひとつの実験的成果を残した。法制度の面では、地方公役務がインフラ部門を中心に急速に拡大を遂げ、古典的・権力的な行政的公役務に加え、「商工業的公役務」なる概念による行政活動の説明を要するまでになった。この時期については、フランスの表面的な経済発展の背景に潜んでいた慢性的な低生産性の問題およびその社会構造上の原因に注意しつつ、経済改革の胎動はどの程度見られたのか、公役務はどのように経済活動への進出を強めていったのかという点を明らかにすることにしたい（第2章「戦間期経済と公役務」）。

さらに、第二次大戦後の復興と高度経済成長の時代、政治体制でいえば第四共和制から第五共和制初期にわたる時代である。この時代には、フランスにとって長年の懸案事項であった低生産性を克服するための体制がテクノクラートと結びついた政治権力の主導のもとに構築された。戦後のフランスは計画化行政と公的商工業部門による経済への公的関与を特徴とする統制経済主義をとったが、とくに公的商工業部門の拡大は、国家が国有化によって企業経営を直接的に引き受けることを意味しており、公役務の経済活動上での全国的規模での展開を告げるものであった。基幹産業の独占的公企業を主軸とする拡大再生産の体制は、第五共和制初期のドゴール時代にその最盛期を迎える。法制度の面では、商工業的公役務の市場への関与が広く容認されるようになり、その市場での行動を律するはず

の独占禁止法は支配的地位を有する公役務に対して緩やかな態度で臨むことになる。この時期については、独占的公企業の形成を中心とする戦後フランス経済の本格的近代化の過程をヴィシー政府のもとでの経験も含めて検討し、ドゴール時代における高度経済成長の構造的特質を軍事需要の優越性という点から分析した上で、公役務制度が公的独占体の維持強化にとっていかに適合的なものであったかという点を明らかにすることにしたい(第3章「戦後近代化と公役務」)。

最後に、石油危機以後のヨーロッパ経済の低成長とヨーロッパ統合とによって特徴づけられる、現代にいたる時代である。この時代には、戦後近代化によって構築されたフランスの高度成長モデルが機能不全の状態に陥った。政治の面では、非合理的な独裁権力の放逐によって経済合理性の追求が企図されるが、石油危機に直面したフランス経済はその非効率性という弱点を顕わにすることになる。問題の根本は、高度経済成長を牽引したはずの独占的公企業そのものに内在していたが、この独占的部門の競争力の低さはヨーロッパ統合による域内市場の自由化とともに実際問題としてフランスに突き付けられた。そればかりでなく、域内市場の自由化は国内の公的独占体の直接的な解体までも要請するものであり、独占体の維持強化の役割を担ってきたフランス公役務はここに存在意義の点で危機に見舞われている。この時代については、従来のフランス・モデルが経済発展の機能を発揮しえなくなったのはなぜか、とりわけ基幹部門の独占的公企業はどのような問題を抱えているのかというフランス経済の現実的な危機の構造を踏まえた上で、ヨーロッパ統合によってフランス公役務は制度的にどのような変容を迫られているのか、それはフランスの経済体制にとってどのような意味をもっているのかという点を明らかにすることにしたい(第4章「ヨーロッパ経済統合と公役務」)。

### 三 総合的観察

#### 1 理論的側面

公役務の経済活動上での展開を可能にした理論的要因は何か。それは、公権力の関与を社会連帯の形成という社会的需要が存在する限りにおいて承認するという公的関与の制約の論理が、社会的需要が存する以上は公権力の関与を承認しなければならないという公的関与の拡張の論理として転用されたことにあると考えられる。

公役務理論は、社会的需要の充足という機能において国家を把握することによって、国家を公権力の主体としてのアプリアリな存在においてとらえる国家観からの脱却を可能にした。しかし、客観的所与の帰結として国家を正当化し、かつ制限するはずの公役務理論は、同時に、公役務の目的たる「全体的利益」の抽象的解釈を許すものであり、立法者および裁判官の主観的判断を通じて、行政活動の拡大に対して法的承認を付与する有効な手立てを提供することになった。経済への公的関与を排除するというかたちで個人の経済的自由が確立されたはずのフランスにおいて、公役務の経済活動上の展開が容易に合法性を



獲得することとなった理論的要因は、公権力が、全体的利益の概念の抽象性を恣意的に利用しえた点にある。

公役務理論の転用は、自由主義国家における経済への公的関与に合法性の担保を供した。それでは、公役務理論のそのような運用を要請した政治経済的要因は何か。それは、次に述べるように、国際競争場裡における恒常的なキャッチアップ国家であるというフランスの構造的性格との関連において説明することができると思われる。

## 2 現実的側面

経済活動上で展開された公役務は、経済的キャッチアップを遂行するために用いられた手段のひとつであったと考えられる。キャッチアップ国家としてのフランスの地位は第三共和制成立から第一次世界大戦までの期間に最終的に確定し、戦間期には重化学工業部門における独占体の成長と若干の全国的企業の国有化というかたちでキャッチアップ体制の萌芽が見られ、第二次世界大戦後には大規模な国有化を主たる媒介項とした（公役務を任務とする）独占的公企業の形成を通じてキャッチアップ体制の生産力的側面が完成し、高い経済成長率が実現された。1970年代以降の脱工業化の時代を迎え、産業界は合理化とハイテク部門への事業転換を迫られることになった。しかし、軍事分野を初めとする公共投資に依拠して重化学工業部門中心の発展を遂げてきたフランスのキャッチアップ体制は、合理化と産業構造転換のいずれをも達成することができず、経済成長の手段としての使命を果たすことができなくなった。そして今日、フランス公役務は、共同体法によって従来の排他的特権を脅かされ、効率化を達成できぬまま域内市場における競争にさらされようとしている。本稿では、経済発展におけるフランス・モデルを、「経済計画によって方向づけられ、独占的公企業を主体に生産・技術力向上を目指す国家＝産業複合体からなるキャッチアップ体制」と定義づけた。公役務を担う独占的公企業の経済発展上の推進力としての役割の衰退は、フランス・モデルの機能不全を導く。したがって、現代はフランスのキャッチアップ体制の崩壊期にあたるものと評価することができる。

私企業の経済活動の不振、とりわけ生産力の停滞は、公役務を通じた国家の経済への関与を促した。第二次世界大戦の直前においてすら、フランスの社会構造においては、小農、小商人、手工業生産者からなる旧中間層が中心的位置を占めていた。例外的に、上層資本集団の支配する重化学工業部門においては独占化が進行しており、国家はこれを助長することによって国際競争力を形成する方針を採った。ところが、左翼政党による上記の旧中間層の把握と彼らの統合を通じた党勢拡大を契機として、この社会階層の内部に高まっていた反独占資本の傾向は政治的に無視しえないものとなった。大恐慌に苦しむ中間層とりわけ小土地所有農の左傾化は社共両党を政権に押し上げ、独占資本に対する国民的統制をわずかながら実現へと導いた。戦間期に一部の産業で実施された国有化措置は、企業の私的所有を公的所有＝国民の共同所有に置き換えて私的独占を公的独占に転換することにより、独占体の存在に対する社会的承認の形成を促すという政治的解決策を示唆していた。

第二次大戦後、この方策の拡大適用として開花するフランスのキャッチアップ体制は、経済に対する国家の経営的関与および生産力発展のための独占体の形成促進という、従来の経済政策では別個に存在していた2つの手法の合流点に位置していたといえる。対独敗戦の原因となった戦前経済の低生産性を克服しようという経済ナショナリズムが、近代化のための統制経済主義の選択を後押しすることになった。

しかし、まさに以上の経緯に起因して、「公法人が、全体的利益に属する需要の充足を自ら実行または自己の監督下にこれを委任することを内容とする、行政活動の一形態」と定義されるフランス公役務は、法概念としての意義をたえず喪失してきた。つとに指摘されてきたように、公役務概念は、第一次大戦後、商工業的公役務の出現に際しては公法適用（普通法適用除外）＝行政裁判所の管轄権限という形式的要素を失い、第二次大戦後、私的組織による公役務の管理の幅広い承認に際しては組織的要素を失った。そして今日、排他的特権の濫用または保持が共同体法によって再検討の対象とされるに至っては、公役務概念は現実政治的な意義さえも喪失しようとしている。全体的利益の名目の下に公権力が特権的企業を組織しうるところに公役務概念の現実的かつ最後の有用性があったとすれば、全体的利益の存否と独占の必要性の決定権を外部権力に掌握され、公役務であることに付随する特権を任意に利用できなくなった時点で、伝統的な「フランス流公役務（service public à la française）」概念は、フランスの論者が懸念するような受難というレベルを超えて、風化の段階に入っている。全体的利益に関する決定権の動揺は、国家活動を「公役務」と性質決定する自由に対する制約へとつながり、フランス公権力そのものの危機を導くのではなかろうか。コンセイユ・デタの委任裁判権に体现されるフランス行政の内部的コントロールは、ヨーロッパ連合からの外部的コントロールに侵食されつつある。

以上